

# 【令和元年10月以降】 魚沼市教育・保育施設利用者負担額月額表

きょうだい順	階層	年度初日(4月1日)の前日の年齢		保育料月額(主食・副食費含む)			
				3歳未満(3号認定)			
		保育必要量		標準時間	短時間		
1 人 目	第1	生活保護世帯等		0	0		
	第2	非課税世帯		0	0		
	第3-1	均等割のみ課税		10,800	10,600		
	第3-2	市町村 民 税 課 税 世 帯	所得割 課 税 額	24,300円未満	12,800	12,600	
	第3-3			24,300円以上～48,600円未満	14,800	14,600	
	第4-1			48,600円以上～64,700円未満	19,300	19,000	
	第4-2			64,700円以上～80,800円未満	22,100	21,800	
	第4-3			80,800円以上～97,000円未満	24,900	24,500	
	第5-1			97,000円以上～121,000円未満	27,800	27,400	
	第5-2			121,000円以上～145,000円未満	32,700	32,200	
	第5-3			145,000円以上～169,000円未満	37,200	36,600	
	第6-1			169,000円以上～235,000円未満	41,800	41,100	
	第6-2			235,000円以上～301,000円未満	48,000	47,200	
	第7			301,000円以上～397,000円未満	48,800	48,000	
	第8			397,000円以上	49,200	48,400	
2人目以降(年齢制限関係なく生計を一にする子等を含めて判定)				0	0		

- きょうだい順は、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから順に数えます。
- 月額表の年齢区分は、年度初日の前日の年齢で判定します。例えば、お子さんが年度の途中で満3歳になり認定区分が3号から2号に変わった場合や年度途中の入園であっても、その年度内は3号認定の保育料となります。
- 保育料決定に用いる課税額は、原則として児童の父母の合計額としますが、父母に一定の収入がない場合には、同居している家計の主宰者(祖父母)の課税額により決定する場合があります。
- 市町村民税の課税年度の前年12月31日現在において16歳未満の扶養親族がいる場合、その扶養親族の数×22,800円を当該市町村民税の所得割額から控除した額により保育料の階層を決定します。(年少扶養として申告している方の所得割額から控除します。)
- 未婚の(婚姻歴のない)ひとり親家庭の場合は、申請により、地方税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されるものとみなして、保育料の階層を決定します。
- 4月から8月までは前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月から翌年3月までは当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。なお、保育料算定においては、市町村民税の配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を適用しません。
- 保育料とは別に、教材費などの実費負担が必要となります。
- 月途中で入園または退園した場合の保育料は、以下のとおりです。
  - ・月途中の入園＝月額×その月の月途中入園日からの開園日数÷25日
  - ・月途中の退園＝月額×その月の月途中退園日までの開園日数÷25日
- 次の表に該当する場合は、保育料を軽減します。

3歳未満(3号認定)			
ひとり親世帯、 在宅障害児(者)のいる世帯 等	市町村民税の所得割 課税額が77,101円未 満の世帯	第3階層	1,000円減額の上、1/2に軽減
		第4-1階層 第4-2階層の一部	9,000円

※3歳以上(1・2号認定)の保育料は、無償です。副食費負担についても市独自の軽減策により免除します。

3歳以上(1号、2号認定)	
利用者負担額(保育料)	無償(0円)
副食費(おかず・おやつ代)	免除(0円)

・主食費は、実費負担です。